

# (仮称) 大牟田市議会基本条例の骨格案

## 条例制定の背景

地方分権が進展する中、地方のことは地方自らで決定していくという、地方自治のあり方が重要になってきております。言うまでもなく、地方自治の担い手は、そこに住む市民であり、自らの責任において、互いに力を合わせ未来にはばたく大牟田のまちを築かねばなりません。その市民から選挙を経て市政に関する負託を受けた市長と議員の責任は一層増してきています。

その市政は、市長と議員の合議体である議会とが、互いの役割を果たしながら、市全体の発展に努めていくという二元代表制になっています。

二元代表制の一方である議会としては、今まで以上に監視機能や政策形成能力を高め市民の声を市政に反映していかなければなりません。そのためには、議会の基本的な活動原則などを定めた議会基本条例を制定し、市民に対しての議会としての責任を果たしていく必要があります。

## 条例の目的

議会基本条例を定めて、監視機能や政策形成能力を高めるなど議会機能の向上を図ることで、市民の多様な声をより多く市政に反映して、結果として豊かなまちづくりにつなげることを目的としています。

## 議会・議員の活動原則

- 議会は、言論の府であることを常に認識して、市全体の発展のための論議を行います。論議に当たっては、市民にわかりやすい運営に努め、透明性を確保して市民に開かれた議会とします。
- 議会は、議会活動サイクルを確立し、行政運営の時宜をとらえた適切な調査・審査や市民意見反映の確保を図ります。
- 議員は、市民意見の聴取を積極的に行うとともに、市全体の発展のために、委員会内、会派間で積極的に相互の討議を行い、施策や計画等に対する論点の洗い出しを行うとともに、議会全体の合意形成に努めるものとします。
- 議員は、常に議員としての自己研鑽を行い、発言・行動については品格を重んじ市民からの信頼に応え得るようにします。

## 会派の活動原則

- 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成して活動します。
- 会派は、議案や政策などの提案に対し、会派内での論議や会派間での意見調整などを行い、議会全体の合意形成に努めます。

## 市民意見の聴取

- 市民意見の聴取と議会活動報告のため、地域に出向いて定期的に（仮称）議会報告会を実施します。
- 必要に応じて、関係する団体との意見交換会を実施します。
- 出された市民意見については、関係する委員会で調査・検討を行い、その内容次第で市長等へ提案・要望として持ち上げます。

## （仮称）政策等調整委員会の設置

- 施策・計画・議案等の意見調整を目的に（仮称）政策等調整委員会を設置します。
- 同委員会では、複数の委員会の所管事務に係る施策・計画・議案や重要案件に対して、課題点・問題点の抽出・集約して論点・争点を明確化します。さらには委員相互間の討議を経て、議会としての課題点・問題点の確定や議会としての意見や考え方を確定するよう努めます。
- 同委員会では、調整の結果、常任委員会もしくは特別委員会での調査・審査（または再調査・再審査）の必要があると判断した場合は、当該委員会へ委員会の開催や連合審査会の開催を要請します。
- （仮称）政策等調整委員会の詳細については、別に定めます。

## 委員会の審査等の充実

- 委員会は、専門的な調査や審査を行う機関として、適切な運営に努めるとともに、施策・計画・議案等の調査・審査に当たっては、委員会内で相互の討議を行い、合意形成に努めるものとします。
- 委員長は委員会の特性が発揮できるよう自主的かつ積極的な議事運営に努めます。
- 委員会で出された意見、課題点等については、必要に応じ、（仮称）政策等調整委員会の開催を要請します。
- 委員会は、ひとつの委員会の所管だけではなく、複数の委員会に関わる施策・計画・議案等の調査・審査に当たっては、必要に応じ、連合審査会を開催するものとします。
- 委員会は、施策・計画・議案等の調査・審査に当たっては、必要に応じ、関係する団体からの意見聴取を行います。
- 委員会は、施策・計画・議案等の調査・審査に当たっては、必要に応じ、参考人制度、公聴人制度及び専門的知見の活用を図ります。
- 委員会は、調査・審査をする中で得た課題点や（仮称）議会報告会で出された政策提言等について、委員相互間の討議を行い、合意形成を図り、市長等に対して提言及び要望を行います。
- 委員会では、市長等が委員の質疑・質問に対して、委員長の許可を得て、論点を明確にするためや趣旨を確認するために逆に質問をすることができるようになります。（反問権）

## 全員協議会の充実

- 全員協議会は、市全体に関わる施策や計画等の提案があった場合など、必要に応じ、開催します。全員協議会の詳細については別に定めます。
- 全員協議会で出された意見、課題点等については、必要に応じ、（仮称）政策等調整委員会の開催を要請します。

## 本会議の充実

- 本会議での市長への質疑・質問については、市民へのわかりやすさの面や論点の明確化の向上の観点から、一問一答制と再質問からの一問一答制の選択制を導入します。
- 本会議では、市長等が議員の質疑・質問に対して、議長の許可を得て、論点を明確にするためや趣旨を確認するために逆に質問をすることができるようにします。（反問権）

## 陳情者・請願者の意見陳述

- 請願者や陳情者自らの意見を議会として聞く機会を設けます。

## 情報発信の充実と会議の公開

- 議会の活動状況などを積極的に市民へ情報発信します。（市議会報、市議会ホームページの充実やインターネット議会中継の活用など）
- 議会の会議については、公開を原則とします。

## 調査・審査に当たっての資料請求

- 市長の施策や計画等を十分に論議するために、重要な案件については提案するに至った経緯や財源、効果について、市長へ定型的な資料の請求を行います。

## 議決事件の追加

- 市の重要な施策や計画等については、議会としての市政への責任を果たす観点から、その重要性を十分に検討した上で、議決事件への追加を行います。

## 市政調査研究費

- 市政調査研究費の使途については、監視機能や政策形成能力向上のために効率的かつ効果的に活用します。
- 目的外に支出することがないよう別に定める使途基準の運用指針を遵守するとともに、使

途の公正性及び透明性を高めます。

## 議員定数

- 議会の活動原則を実践すること及び多様な審議を行うことが有効にできる議員数とします。
- 議員定数の見直しは、人口や類似都市の状況などを考慮して、不断に検討します。

## 議員報酬

- 第三者機関である特別職報酬等審議会の答申を尊重し、答申された本来あるべき議員報酬の額を基本とする。
- 議員報酬を減額する特例措置は、本市の財政状況等を考慮し、必要があると認められる場合、議会自らの判断で決定します。

## 議会研修会の充実

- 議員の資質や政策形成能力の向上のため、議会としての研修会を実施します。

## 議会事務局の体制整備

- 議会運営や政策形成能力向上の支援のために、調査及び法制機能の充実など議会事務局の体制の整備に努めます。

## 議会図書室の充実

- 議会は、議員の監視機能や政策形成能力向上に資する図書の充実を図るものとします。

## 政治倫理の遵守

- 議員は、大牟田市政治倫理条例を遵守し、常に市民全体の奉仕者であるという自覚を持って行動します。

## 議会の最高規範性と他の条例との関係

- この条例は、議会における最高規範であるとともに、市民意見や社会情勢の変化等に応じて、不断の検討を行い見直していくこととします。
- 議会に關係する他の条例や規則等を制定、改廃しようとするときは、この条例の趣旨に矛盾し、又はこの条例の規定に抵触しないようにします。